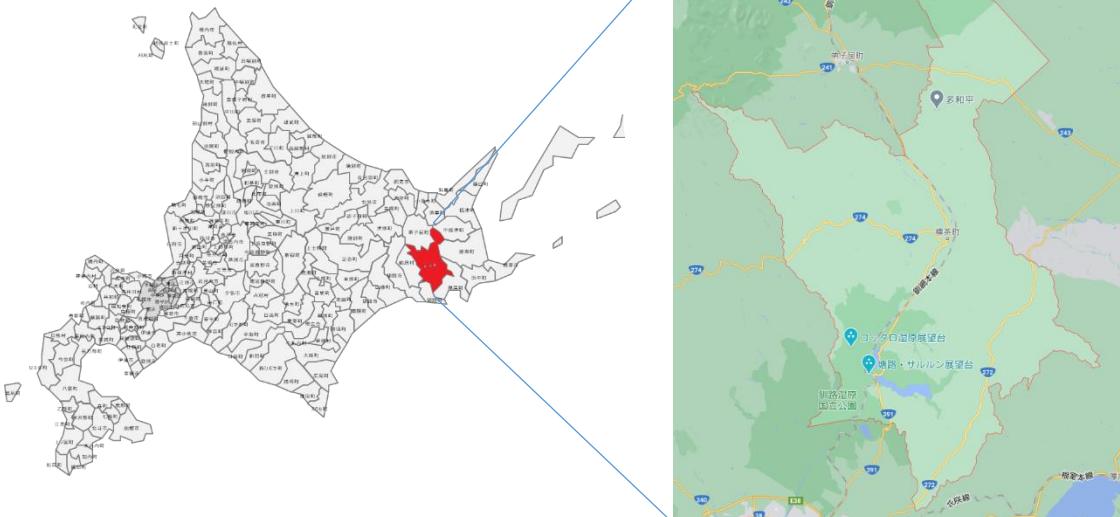
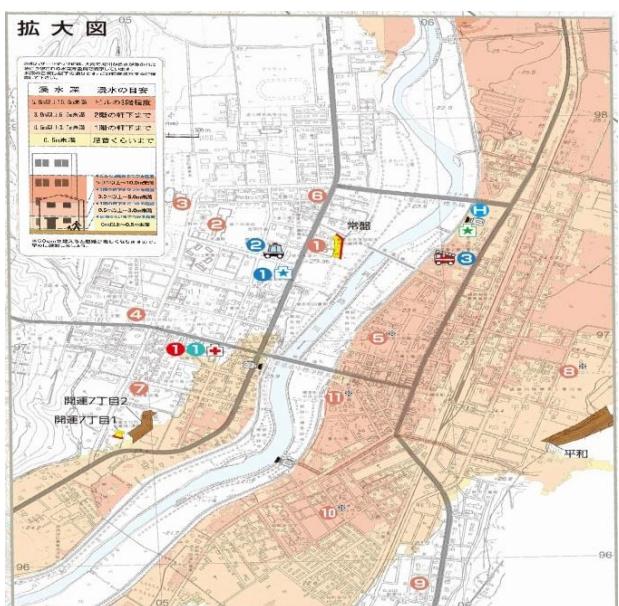


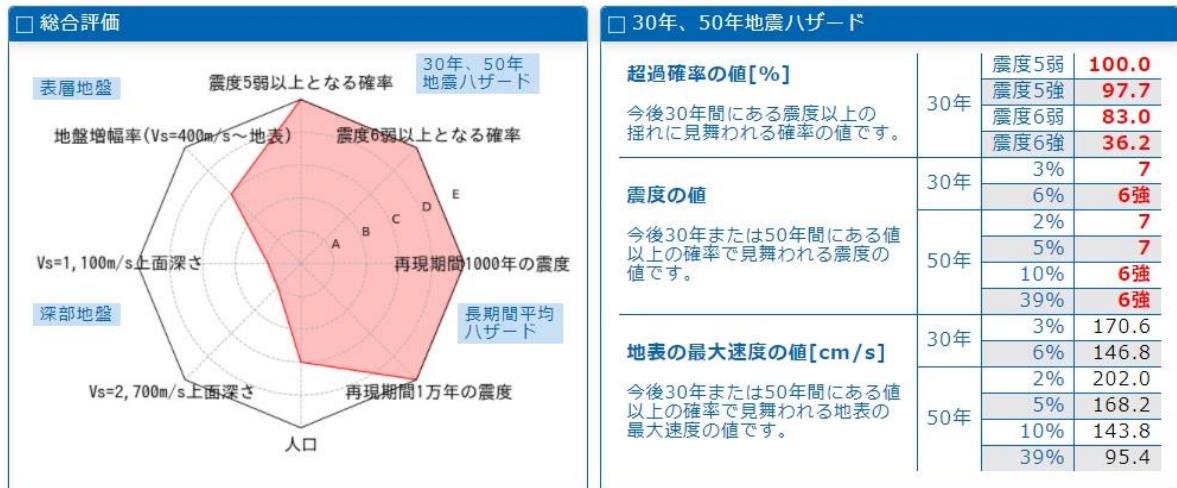
(別表1)
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
1 現状	
(1) 地理的要因	<p>北端は千島火山脈に連なるが、一般に山岳は少なく河川に沿って平野があり、概ね丘陵起伏の地形をなしている。河川は大きなものに釧路川があり、数条の支流を合して本町の中央部を流れ釧路平野を過ぎて太平洋に注ぐ。北部の西別川は西別岳山麓に源を発し、根室平野を過ぎてオホーツク海に、南部には厚岸町との境界添いに別寒辺牛川が流れ太平洋にそれぞれ注いでいる。また、南東の阿歷内川は阿歷内原野を曲折して周囲約 20 km、面積 12.75 平方 km に及ぶ塘路湖に注いでいる。</p>
(2) 地域の災害リスク	<p>(出典：標茶町地域防災計画)</p> 
①洪水	
(出典：標茶町防災ハザードマップ)	

標茶町は、一級河川釧路川沿いに形成された丘陵地に位置し、市街地の中心部を釧路川が貫流するなど川沿いに人口・資産が集中している。釧路川の河床勾配は、弟子屈市街部付近から標茶町市街地下流付近が $1/200\sim1/1,200$ 程度と河川勾配に加え流域地形の勾配も急である。そのため、上流から標茶町市街地にかけて短時間で水位が上昇しやすく、洪水流による侵食力も高いと想定されることから堤防からの越水や堤防の決壊などによる大規模水害時には、氾濫水が短時間で流入する地域であるため、早期に避難困難になるおそれがあることが課題である。

(出典：地域の実情に応じた水害対応タイムライン（釧路開発建設部治水課）)

②地震



(出典：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、標茶町に30年内に震度5弱以上の地震が発生する確率は100%、震度6弱以上は83.0%と非常に高い数値の予想がなされている。内陸部に位置するため津波による被害は発生しない。

平成5年1月に発生した釧路沖地震では震度6を記録し、上下水道や家屋損壊等、全町的に大きな被害を受けた。また、平成30年9月に発生した胆振東部地震に端を発する大規模停電（ブラックアウト）では、物流をはじめ町民生活に大きな影響が出た。

③雪害・融雪害

直接の積雪量は少ないが、近年は近隣町村で暴風雪災害により死者が出ている。また、令和2年3月には大雨と雪解けが重なったことにより釧路川が増水、約1,200件の世帯に避難勧告・避難指示が発令された。

(出典：標茶町地域防災計画・降雨による釧路川の出水概要（速報版）)

④感染症

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等による感染症は、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

2019年から流行する新型コロナウイルス感染症については2020年11月時点では町内での大規模な感染拡大はみられていないが、全国・全道的には未だ終息しているとは言い難く、感染拡大防止に向けての取組が求められている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 330件（独自データ）
- ・小規模事業者数 285件（独自データ）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	農林漁業	14	町内に広く分散
	鉱業	3	町内外縁部に点在
	建設業	40	町内に広く分散
	製造業	25	〃
	電気・ガス・水道業	1	町内市街地に存在
	運輸通信業	17	町内に広く分散
	卸・小売・飲食業	146	〃
	金融保険業	5	町内市街地に集中
	不動産業	9	〃
	サービス業	70	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
標茶町防災会議条例	S38.1.31	
標茶町地域防災計画	S47.4.1	
防災訓練の実施	隨時	防災セミナー・啓発講習会の実施（R2年は中止）
	随时	防災訓練・セミナーの実施、防災グッズ展示
災害時の生活物資供給等に関する協定の締結	H24.3.1	災害発生時に災害対策本部（町）の要請に応じ、町内の避難施設に必要な物資の手配を商工会で行うもの
標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定	H25.3.14	町内で新型感染症が発生した際の対策本部の設置について定めたもの

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
防災備品の確認	随时	懐中電灯の電池確認等
災害復旧貸付制度の周知	随时	商工会報掲載（北海道・日本政策金融公庫資金）
損害保険への加入促進	随时	商工会報掲載、チラシ等折り込み
新型コロナウィルス感染症対策各種給付金等の周知	R2.6	商工会報掲載、電話による個別対応等

2 課題

- ・地区内小規模事業者が、災害リスクの認識が薄い。
- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が不足している。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知を進めているが万全ではない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
卸・小売・飲食業	146	127	8	7	6	5	4
サービス業	70	64	1	2	3	4	5
建設業	40	35		1	1	1	
製造業	25	17	1	1	1	1	1
金融・保険・不動産業	14	13	2	1	1		
その他の	35	29				1	2
合計	330	285	12	12	12	12	12

※策定目標については、標茶町の地域事情及び商工会における人員体制を考慮したうえで、河川氾濫時に浸水危険度の高い地区（小規模事業者数 80 件）のなかでも特に危険と思われる小規模事業者（60 件）を優先し、本計画期間内に達成するよう設定した。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	当商工会と当町との間に災害時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災・感染症の発症後速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当商工会 経営指導員等職員の育成	勉強会開催 保険会社と共に巡回指導	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて（仮称）事業継続力強化支援計画評価委員会（構成員：当町、当商工会ほか）を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

標茶町	標茶町商工会
防災に関する情報の提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報や町広報、ホームページ等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、新北海道スタイルへの取組等を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・損害保険株式会社等に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数	小規模事業者数	フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7
卸・小売・飲食業	146	127	8	7	6	5	4
サービス業	70	64	1	2	3	4	5
建設業	40	35		1	1	1	
製造業	25	17	1	1	1	1	1
金融・保険・不動産業	14	13	2	1	1		
その他の他	35	29				1	2
合計	330	285	12	12	12	12	12

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会を開催し、状況確認や改善点などについて協議する。
また、評価結果は商工会HPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。（年1回開催）

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町観光商工課と協議し、策定する。

（2）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。
そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセンジャーアプリ等）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等を徹底する。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当商工会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・標茶町災害対策本部の方針に従い、当町総務課・観光商工課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は自身の安全確保を優先し、安全が確保されてから出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・その他必要により会長が必要と認めたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき ・その他必要により会長が必要と認めたとき 	全職員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき ・その他必要により会長が必要と認めたとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

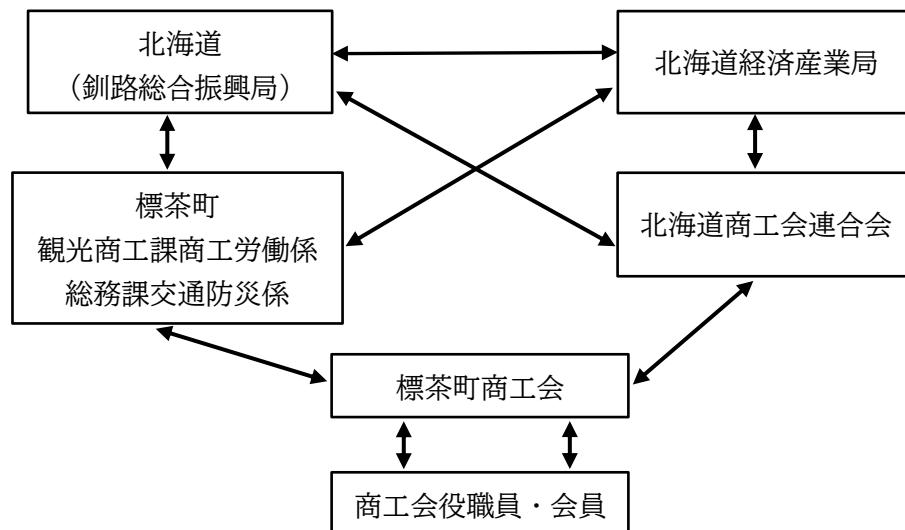
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある箇所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて釧路総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・生活物資供給協定に基づき避難所等への物資の手配を行う。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策等の相談窓口を開設する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・当町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、当町のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年12月現在)	
<p>1 実施体制（商工会と関係市町村の共同体制）</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"><p>標茶町商工会 事務局長 法定経営指導員 補助員 記帳専任職員</p></div><div style="text-align: center; margin-right: 20px;"><p>連携 連絡調整</p></div><div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>標茶町 観光商工課 商工労働係 総務課 交通防災係</p></div></div>	
<p>2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先</p> <p>経営指導員 中村 隆 (連絡先は下記3(1)参照) 経営指導員 斎藤 慎 (同上)</p> <p>(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）</p> <p>※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none">・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。	
<p>3 商工会、関係市町村連絡先</p> <p>(1) 商工会</p> <p>標茶町商工会 〒088-2301 北海道川上郡標茶町旭2丁目5番23号 Tel : 015-485-2264 Fax : 015-485-2073 E-mail : shokokai@sip.jp</p> <p>(2) 関係市町村</p> <p>標茶町観光商工課商工労働係 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地 Tel : 015-485-2111 Fax : 015-485-4111 E-mail : k_shoko@town.shibecha.lg.jp</p>	
<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none">・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
専門家派遣費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。